

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	公益財団法人札幌市公園緑化協会 理事長 近藤 哲也
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。</p> <p>1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。</p> <p>2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。</p> <p>3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。</p> <p>4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。</p> <p>（公財）札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。</p> <p>管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。</p> <p>担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約（特定）とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年3月8日